

山口市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

山口市農業委員会が山口市内全域において推進する農地等の利用の最適化に関する指針は次のとおりとする。

1 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標 6. 2 h a

	管内の農地面積	遊休農地面積	遊休農地の割合
現 状 (平成28年3月)	1, 150 h a	6. 2 h a	0. 53%
7年後の目標 (平成35年3月)	1, 102 h a	0. 0 h a	0. 00%

【目標設定の考え方】

遊休農地面積「ゼロ」を将来に達成目標値に見据えた計画とする。

実施計画では、遊休農地6. 2 h aを7年後（平成35年3月末）には遊休農地面積を「ゼロ」に目標設定する。

(2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

- 利用状況調査や利用意向調査を通じて農地所有者に対する指導や説明、相談活動を実施する。
- 農業委員や農地利用最適化推進委員による日常活動等により、農地所有者の状況と農地の現状把握を行い、また、借り手農家の掘り起こしを図る。
- 遊休農地の所有者に対して、将来における利用展望についての状況把握を行い、現状に応じて「非農地判断」を実施する。

2 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内農地面積	農地利用集積面積	集積率
現 状 (平成28年3月)	1, 150 h a	218 h a	19%
7年後の目標 (平成35年3月)	1, 102 h a	882 h a	80%

【目標設定の考え方】

政府の「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策に基づき、今後10年間で全農地面積の80%を担い手へ集積することを目標とする。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

- 山縣市やJA等の関係機関と連携し、担い手農家や農地所有者の意向を把握したうえで、集積・集約化が必要な場合は、農用地利用集積事業や農地中間管理事業等を活用して、農地の利用集積を図る。
- 農業委員や農地利用最適化推進委員の日常活動等により、農用地利用集積事業や農地中間管理事業の活動普及に努める。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入経営体
7年後目標 (平成35年3月)	3 経営体

【目標設定の考え方】

高齢化に伴い離農農家が発生することが想定されるため、新規参入を促進する必要がある。

平成35年3月までに、3経営体の新規参入を図る。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

- 企業の参入を見据え、山縣市やJA等の関係機関と連携し、情報の共有を図り、貸借可能な農地の把握に努め、新規参入者の希望に応えられる体制を整える。

4 その他

本指針の目標期間は、平成28年4月1日から平成35年3月31日までとし、その推進を確実なものとするため、状況に応じ取り組みを検討し、見直しを行うものとする。